

子どもたちが安心して保育園で過ごせるように...

- ① 体調が悪く、保育園をお休みされる場合は、症状や病名をお伝えください。
- ② 病院を受診される場合は、保育園に通っていることを必ず伝えて頂き受診後の過ごし方については、集団生活が可能かどうか医師に確認をしてください。
- ③ 薬を服用している間は、なるべく家庭で休養がとれるよう配慮をあげましょう。

※薬は病気の症状をやわらげて体力の回復を促すものなので、薬を処方された時は、本人のペースで過ごせる環境が望ましいです。

- ④ 受診をして薬を処方してもらう際には、保育園に通っていることを医師へ伝え、1日2回の服用か、3回の場合は食後にこだわらず、登園前・降園後・就寝前などの服用でよいか相談してください。
- ⑤ 気管支拡張テープ（ホクナリンテープ）などを貼っている場合は、いつから、どこに貼っているかも必ずお伝えください。

※保育中に皮膚からはがれ落ちてしまうことがあります。

テープには日付と名前も書いてください。

『意見書』『登園届』について

瀬川保育園では、厚生労働省の《保育所における感染症対策ガイドライン》をもとに、意見書と登園届を作成しています。一覧表にあてはまる疾患でお休みをされた後は、登園される際に『意見書』または『登園届』を提出して頂き、それをもとに職員とお子さんの様子を確認し、集団保育可能かどうかを判断させていただきます。感染しやすい期間、登園のめやすも一覧にしていますので、参考にしてください。

※『意見書』『登園届』『インフルエンザ専用届』は、瀬川保育園のホームページよりダウンロードできます。  
お知らせ → 次のページ 何回かクリックすると・・・2016年10月5日《インフルエンザ専用届》《意見書》《登園届》

- ◆ 医師が記入した意見書が必要な感染症 → 『意見書』
- ◆ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症 → 『登園届』
- ◆ 『インフルエンザ専用届』 → 発熱して受診した際に、インフルエンザと診断されたら医師の記入欄『意見書』の部分に記入してもらい、解熱して治癒した後、登園される際に『登園届』の部分保護者で記入し提出してください。

※意見書や登園届は必ず職員に手渡してください。

なぜ予防接種が大切なのか？

水ぼうそうやおたふく風邪の集団感染に効果があるのは予防接種です。麻疹・風疹などをはじめ予防ワクチンのある病気は決して軽い病気ではありません。保育園の職員も予防接種を積極的に受けて、人的環境の安全に努めています。

予防接種を受けていると、もし病気にかかっても合併症が少なく軽くすむことが期待できます。お子さんの身体への負担が少なく、保護者の立場では長期に仕事を休まないで過ごせることも考えると、予防接種は任意接種もきちんと受けておくことが必要だと思います。

おたふく風邪を含め任意の予防接種は有料でそれぞれの価格があり、予約が必要な医院もありますので、かかりつけ医で確認してください。

【お願い】

園内での感染拡大予防のために、嘔吐物・下痢便で汚染された物は、密封してそのまま持ち帰り、ご家庭での処理をお願いしています。ご理解いただきますようお願いいたします。

